

ストックホルム条約事務局経費分担金

令和3年度概算要求額 **0.1億円（0.1億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ストックホルム条約）とは、PCB、ダイオキシン等の有害化学物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）の製造・使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物の適正処理等を国際的に図るものです。
- 対象物質の追加等に関して産業界への影響を踏まえた管理がなされるよう、我が国も締約国会議等の議論に参加しています。
- ストックホルム条約事務局が実施する条約対象候補物質の検討、条約対象物質の追加手続、国際会議運営等の取組に対し、平成18年度から分担金を支出しており、条約への参加及び条約上の必要な措置を履行します。

成果目標

- 我が国も締約国の一国として応分の負担をし、国際的連携の下、化学物質を安全に安心して使用できる社会を構築します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

ストックホルム条約（概要）

POPsの製造・使用の廃絶・制限
排出削減
POPsを含む廃棄物の適正処理 等

残留性有機汚染物質（POPs）とは

- ①毒性
 - ②難分解性
 - ③生物蓄積性
 - ④長距離移動性
- をもつ有機化学物質

提案、
検討、
採択、
情報提供、
異議申立て 等

締約国
(184か国)

批准

条約事務局

分担金

人の健康・環境の保護
安全・安心の確保